

自転車向け保険加入義務化案へのご意見

※ご意見を取りまとめる際の参考にします。差支えなければご記入ください。

【年 齢】	<input type="checkbox"/> 20歳未満	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳以上
【性 別】	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
【区分①】	<input type="checkbox"/> 京都市在住	<input type="checkbox"/> 京都市内に通勤・通学(京都市在住除く)	<input type="checkbox"/> それ以外	
【区分②】	(主な自転車の利用方法を以下から一つ選んでください)			
	<input type="checkbox"/> 通勤通学で利用	<input type="checkbox"/> 日常生活で利用	<input type="checkbox"/> 業務で利用	<input type="checkbox"/> それ以外

ご意見

ご意見募集期間 平成28年10月24日(月)～平成28年11月22日(火)【消印有効】

いただいたご意見につきましては、意見募集の終了後に、ご意見の概要及びご意見に関する京都市の考え方を取りまとめ、京都市のホームページで公表します。
ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご意見の応募方法

ご意見は、持参・郵送・FAX・電子メール及び下記の市民意見募集ホームページ内の専用フォームから送信のいずれかの方法により、ご応募してください。

●市民意見募集ホームページURL

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kensetu/0000205664.html>



ご意見の応募及び問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市 建設局 自転車政策推進室
TEL : 075-222-3565 FAX : 075-213-0017
E-mail : jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp



印刷用紙

自転車向け保険加入義務化案

についてご意見を募集します。



Q. なぜ、いま自転車向け保険の加入義務化なんですか？

A. 京都府の交通事故の約2割(5件に1件)は自転車事故です。
自転車同士の事故は1.7倍に増加しています。



【出典：京都府警】

A. 自転車事故の加害者は若年者、被害者は若年者と高齢者が多くなっています。

- 加害者は、24歳以下の若年層が多くなっています。
なお、京都市は10人に1人が大学生のまちです。
- 被害者は、20歳代以下の若年層と高齢者が多くなっています。
なお、京都市は3.7人に1人が高齢者のまちです。
- 京都市は、観光客が年間5,700万人、多くの方がレンタサイクルを利用しています。

学生のまち・京都

健康長寿のまち・京都

国際観光都市・京都

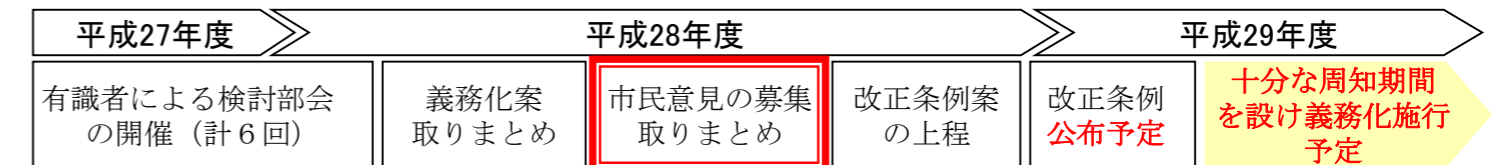
A. 自転車事故において高額賠償事例が発生しています。

- 事故を起こすと年齢等に関係なく、加害者にその責任が重くのしかかります。
- 加害者が保険未加入のため、被害者が救済されないケースも起こっています。

自転車事故高額賠償事例
(加害者:小学生, 被害者:高齢者)
賠償額 **9,521万円** (平成25年 神戸地裁)

上記の事故状況や社会状況を踏まえ、
自転車向け保険の加入を義務化・促進することにより
京都で生活する方がお互いに助け合い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

自転車向け保険加入の義務化に係る取組の流れ



ご意見募集期間
平成28年10月24日(月)～平成28年11月22日(火)【消印有効】

1. 自転車向け保険の加入義務化の背景について

(1) 事故の現状

- 近年、京都府において交通事故件数は、平成23年（14,087件）に比較すると平成27年（9,328件）は、▲33.8%と減少傾向にあり、同時期における自転車事故も3,027件から1,916件と▲36.7%と減少している一方、全交通事故に占める自転車事故の割合は、約20%と大きな変化は見られません。〔図1参照〕
- また、自転車事故件数は減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は58件から64件となっており、自転車対自転車の事故件数は44件から75件と1.7倍に増加しています。〔図2参照〕
- 年齢層別の事故の発生状況から、事故を起こす割合は24歳以下の若年者層が高く、被害にあった場合の死傷者数は、20歳代以下の若年者層及び65歳以上の高齢者層に高い傾向が見られます。また、京都市の高齢化率は26.7%（3.7人に1人が65歳以上の高齢者）であり、身体能力は加齢に伴い低下する傾向にあることから、高齢者人口の増加に伴う事故リスクについても懸念していく必要があります。〔平成27年値、出典：京都市〕

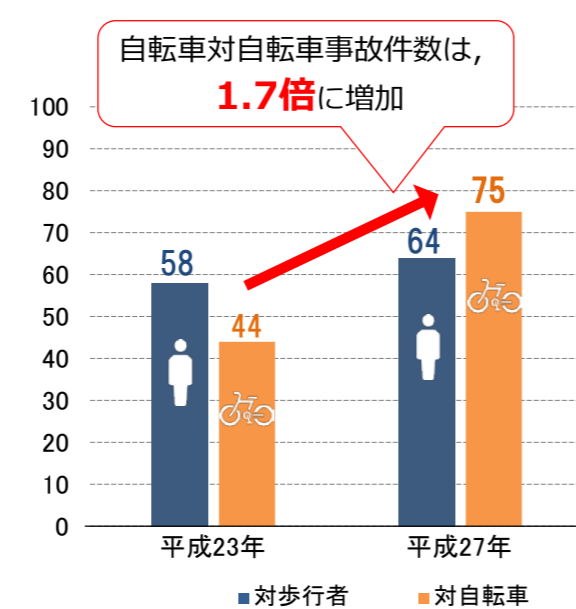
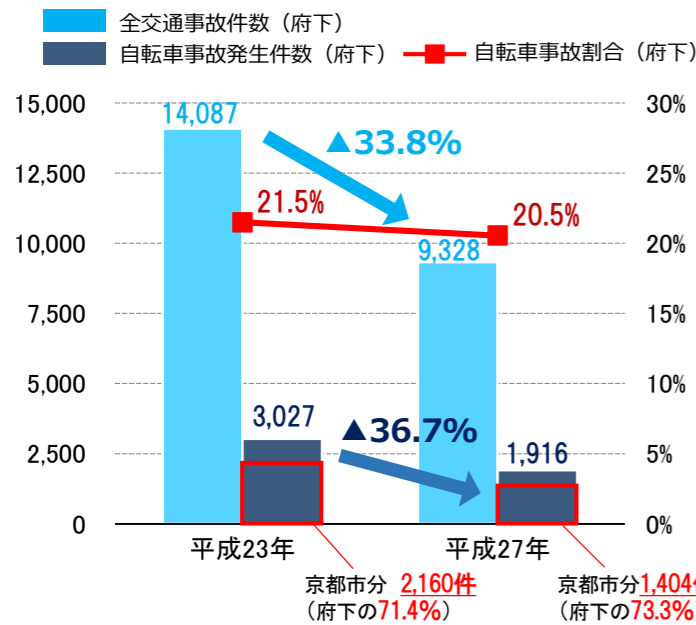


図1 京都府下の全交通事故と自転車事故件数

図2 京都府下の自転車対歩行者・対自転車事故の件数
〔出典：京都府警〕

(2) 高額賠償事例

- 自転車は、気軽に乗れる乗り物である一方、事故を起こすと年齢等に関係なく、加害者にその責任が重くのしかかってきます。昨今は利用者が多い若年層においても高額賠償事例が散見されます。

損害額	被害者	事故概要
9,521万円 (平成25年神戸地裁)	62歳女性 (寝たきり)	<自転車対歩行者> 男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
9,266万円 (平成20年東京地裁)	24歳男性 (後遺障害1等級) ⇒言語機能の喪失	<自転車対自転車> 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道に斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

〔出典：日本損害保険協会〕

2. 京都市における自転車向け保険の加入義務化の方向性について

(1) 京都市の考え方

現行の努力義務から義務化へ一歩進めることで、

- ・万一、事故が起こった時に、被害者の救済並びに加害者の経済的負担の軽減を図ります。
- ・自転車は車両、左側通行等、ルール・マナーの順守などの気運を高めます。

なお、近年自転車向け保険の加入を義務化した兵庫県、大阪府及び滋賀県と同様、**罰則規定を設けません**。ただし、保険加入促進に向けて全国初となる様々な取組を実施し、実効性を確保していきます。

(2) 義務化の対象

京都市内において、自転車を利用する全ての者（自転車利用者^{*}、事業者、レンタサイクル事業者）が義務化の対象です。なお、現行条例では、自転車利用者とレンタサイクル事業者を努力義務の対象としています。

^{*}京都市民ではない方も、市内において自転車を利用する場合は、対象となります。

■義務化される自転車向け保険とは

自転車事故により他人にケガをさせたり、他人の財産に損害を与えた場合に補償する「賠償責任保険」(共済含む)です。賠償責任保険には、例えば、自動車保険や火災保険の特約、クレジットカードの付帯保険、共済、自転車の点検整備に保険が含まれるTSマークなどの多種多様な保険があり、**自転車事故を補償するいずれの賠償責任保険も対象となります**。

自転車利用者	事業者	レンタサイクル事業者 (無料で貸し出す事業者含む)
<p>努力義務 ↓ 義務化</p>	<p>新たに 義務化</p>	<p>努力義務 ↓ 義務化</p>
<p>個人賠償責任保険</p> <p>利用者各人やその家族（子どもも含め全ての人）が、日常生活[*]で自転車を利用して、他人にケガや損害を与えた場合に補償する保険等に加入</p>	<p>施設賠償責任保険^{*1, *2}</p> <p>従業員が業務のために自転車を利用して、他人にケガや損害を与えた場合に補償する保険等に、事業者が加入</p> <p>従業員や借主が自転車を利用して、他人にケガや損害を与えた場合に補償する保険等に、貸出業者が加入</p>	
<p>[*] 業務中の事故については対象外</p>	<p>^{*1} 業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外。 ^{*2} 施設（モノ）や仕事の遂行に起因する偶然な事故を補償する保険。事業者の自転車も施設に当てはまる。</p>	

(3) 実効性の確保策

京都市においても、先行自治体同様、自転車の保有実態の把握等が困難であることから、罰則規定は設けませんが、より実効性を確保するために以下の策を講じます。

※赤枠は、全国に類をみない条例化を行う新たな取組です。

事業者・学校	自転車小売業者	不動産関連業者	駐輪場管理業者
<p>新たに 努力義務</p>	<p>努力義務</p>	<p>新たに 努力義務</p>	<p>新たに 努力義務</p>
<p>自転車通勤・通学者に対し、事業者や学校が保険の加入を確認する。</p>	<p>自転車の販売、修理時に保険加入を確認し、未加入の場合は保険の情報提供を行う。</p>	<p>京都市への転入者等に対し、保険の情報提供を行う。</p>	<p>駐輪場利用者に対して保険の情報提供を行う。</p>

※現行条例では、自転車小売業者に対して、自転車購入者へ販売時に保険に関する情報説明と加入勧奨を規定（努力義務）。